

平成 28 年 4 月 4 日

食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度を 利用する際の試験方法の取扱いが明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用実績

今般、事業者より、長期保存牛乳の開発・販売にあたり、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度を利用する際の加速度経時試験等の取扱いについて照会がありました。

厚生労働省、農林水産省及び経済産業省で検討を行った結果、総合衛生管理製造過程の承認申請手続において申請書に添付する試験結果は、特定の試験の種類を限定しているものではなく、加速度経時試験等の結果を添付して申請することも可能であると見解が示されました。

これにより、多様な工程や技術を要する食品の商品製造にあたり活用される総合衛生管理製造過程の申請にかかる手続が明確となり、当制度を利用した商品開発の促進が期待され、災害備蓄用長期保存缶容器入り乳飲料をはじめとした、新商品を迅速に市場に投入できる可能性の高まりと開発意欲の喚起が期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです。（本件の場合、事業所管大臣は農林水産大臣及び経済産業大臣、規制所管大臣は厚生労働大臣となります）

（本発表資料のお問い合わせ先）
地域経済産業グループ地域経済産業政策課長 高橋
担当者：吉開、高橋
電 話： 03-3501-1697（直通）
03-3501-6389（FAX）